

平成15年5月15日

各 位

会社名 杏林製薬株式会社  
代表者名 取締役社長 荻原 郁夫  
(コード番号 4560東証第1部)  
問合せ先 取締役経理部長 宮下 征佑  
(電話03-3293-3420)

## 自己株式の取得枠設定に関するお知らせ

(商法第210条に基づく自己株式の取得枠設定)

当社は、平成15年5月15日開催の取締役会において、商法第210条の規定に基づく自己株式の取得枠設定について、下記の通り平成15年6月26日開催予定の第78回定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 自己株式の取得枠設定を行う理由

当社は、経済情勢の変化に対応して、資本政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能にするため、商法第210条の規定に基づき自己株式の取得枠設定を行なうものであります。

#### 2. 取得枠の内容(当決議後最初の決算期について開催される定時総会が終わるまでの分)

- (1) 取得する株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 1,300万株(上限)  
(発行済株式総数に対する割合 15.1%)
- (3) 株式の取得価額の総額 200億円(上限)

(注)上記の内容については、平成15年6月26日開催予定の当社株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上